

平成27年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

平成27年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月11日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
一般質問	7
谷田利一議員	7
1 JR玉水駅前駐輪場の管理、整理について	
2 家庭ごみの分別収集について	
岡田久雄議員	10
1 胃がん予防「ピロリ菌の抗体検査」の導入について	
2 災害用マンホールトイレの設置について	
村田忠文議員	14
1 新たな企業進出景気による交流人口の増加について	
2 マイナンバー制度の導入について	
谷田 操議員	18
1 がん検診の充実について	
2 非正規職員の特遇改善について	
3 特別支援学校整備の準備について	
議案第47号 平成26年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	27
議案第48号 平成26年度井手町水道事業会計決算認定の件	27
議案第49号 平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件	27

議案第 5 0 号	井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件	3 4
議案第 5 5 号	平成 2 7 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）	4 0
議案第 5 6 号	平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）	4 3
議案第 5 7 号	平成 2 7 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）	4 4
議案第 5 8 号	平成 2 7 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）	4 4
議案第 5 9 号	平成 2 7 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）	4 5
散会		4 7
署名議員		4 8

第 2 号（1 2 月 1 7 日）

応招・不応招議員		4 9
出席・欠席議員		4 9
出席事務局職員		4 9
出席説明員		4 9
議事日程		5 1
開会		5 2
会議録署名議員の指名		5 2
議案第 5 1 号	井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	5 2
議案第 5 2 号	井手町税条例の一部を改正する条例制定の件	5 3
議案第 5 3 号	井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	5 7
議案第 5 4 号	京都地方税機構規約の変更について	5 9
発議第 7 号	消費税増税中止を求める意見書	6 3
閉会中の継続調査の申し出について		6 4
閉会		6 5

署名議員	6 6
------	-----

第 1 号（平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成27年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成27年12月11日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年12月11日午前9時56分 議長 木村武壽

閉会 平成27年12月11日午後1時48分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	岡田	久雄	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	菱本	嘉昭
議会書記	中谷	誠	議会書記	西島	豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者兼会計課長事務取扱	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 7 年 1 2 月 井 手 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 47 号 平成 2 6 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第 6 議案第 48 号 平成 2 6 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 7 議案第 49 号 平成 2 6 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 議案第 50 号 井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件
- 第 9 議案第 55 号 平成 2 7 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）
- 第 10 議案第 56 号 平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 11 議案第 57 号 平成 2 7 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 12 議案第 58 号 平成 2 7 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 13 議案第 59 号 平成 2 7 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成27年12月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待いたします。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成27年12月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、岡田久雄議員、8番、中坊陽議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの15日間にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの15日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件4件、規約の変更1件、平成27年度補正予算5件、並びに一般質問は4名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでございまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

さて、9月から11月ごろまでの3か月間は、文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期でもあります。私もこの間、多くの住民の方々と接して、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢でもあります「まちづくりの主人公は住民である」との考えのもと、町長に就任した翌年の平成8年度から実施しております各種団体との懇談会を今年度も開催する中で、貴重な意見や要望等を聞かせていただきました。これら住民からいただいた多くの貴重なご意見やご要望を、今後の町政に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第50号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件ほか、9件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第50号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う条例の制定であります。

議案第51号は、厚生年金保険法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第52号は、地方税法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第53号は、議案第51号と同様に、厚生年金保険法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第54号は、新たに軽自動車税申告書のデータ作成事務等が追加されることに伴う京都地方税機構規約の変更であります。

議案第55号は、平成27年度一般会計の補正でありまして、補正総額は

2, 587万1, 000円の増で、補正後の一般会計予算は39億8, 851万5, 000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、各特別会計への繰出金に58万3, 000円、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修に18万8, 000円それぞれ計上いたしますとともに、まちづくりに活用してほしいとのことでご寄附いただきましたので、その趣旨に沿いまして、ふるさと応援基金積み立てに50万円計上いたしております。

次に、民生関係では、事業の精算等による返還金に32万8, 000円、制度改正等に伴うシステム改修負担金に95万4, 000円それぞれ計上いたしております。

次に、衛生関係では、事業の精算等による返還金に2万3, 000円計上いたしております。

次に、土木関係では、町道11-8号線道路改良に2, 185万円、都市開発基金積み立てに58万円それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金1, 154万7, 000円、寄附金108万円、諸収入68万9, 000円、繰越金285万5, 000円、町債970万円計上いたしております。

議案第56号から議案第59号までの4件は、いずれも平成27年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。10月27日、28日、管外視察研修。

監査委員から10月分、11月分の例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告を受理し、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は4名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田利一議員。

1番(谷田利一) 1番、谷田利一です。私の方からは大きく2点について、通告書に基づきご質問申し上げます。よろしく申し上げます。

1点目、JR玉水駅前駐輪場の管理、整理についてでございます。

平成元年3月に完成されたJR玉水駅前駐輪場は、今や通勤・通学の利用者の多くの方が利用されています。しかし、利用者から、置かれているのがごちゃごちゃしていてとめにくいとか、長期にわたり放置された状態の自転車があり、置きにくく、多いときには幾重にも重なって奥の方が出られない、もう少し整理して置きやすくしてほしいという声をお聞きします。私も数日間、夜間に調べに行きましたが、やはり動かした形跡のない長期間放置された状態の自転車等が置かれている状態もありました。また、駅前歩道上にも駐輪状態でありました。

そこで、町にお伺いいたします。

一つ、駐輪場の維持管理はどこの部課で行っているのか、二つ目、駐輪場内の整理は誰がどのように行っているのか、三つ目、町として、今後、駐輪場内の放置自転車の整理はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

大きく2点目ですけれども、家庭ごみの分別収集についてお伺いいたします。

ことし1月からプラスチック製容器包装廃棄物(プラマーク)の分別収集が始まりました。

城南衛生管理組合では、プラマークは当初の計画量よりも多く、家庭ごみの総量は、昨年から見ると、ことしは大きく減りました。不燃ごみは想定したプラマーク分を上回る減となった一方、可燃ごみに大きな変化はなかったと発表しています。当町では、当初の目的としていた資源の適正な循環利用や、ごみの減量化は図られているのでしょうか。

ただ、住民の中には、プラマークには汚れが付着していたり、対象外であったり、異物・混入物の場合の判断が難しいと言われており、近隣市町では、ごみ分別の広報、ホームページにプラマークの詳しい分別の掲載などを工夫されています。今後はさらに啓発を進められてはと思います。

そこで、本町の現状をお伺いいたします。

一つ、昨年と比較し、各家庭から出る家庭系ごみの総量はどのように変わったのか。

二つ目、プラマークはことしでどれぐらいの収集量があったのでしょうか。

三つ目、分別により、燃やすごみ、その他ごみ収集は昨年と比べて変化があったのか。

四つ目、他市町では、分別方法等を作成した冊子、ホームページでは、今までよりも絵入りで内容もわかりやすいものである、啓発や広報に向けた冊子の作成、ホームページへの掲載をされていますが、本町の以前に配布された、ごみの分け方・出し方のパンフレット、ホームページのごみの出し方では、分別がわかりにくいと住民の声を聞きますが、今後さらに、詳細にわかりやすい絵入りの冊子の発行、ホームページに詳しい絵入りの分別方法の掲載を検討されてはと思いますが、本町の今後の啓発、広報についてお伺いいたします。

以上、お願いします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目のJR玉水駅前駐輪場の管理、整理についてであります。まず、一つ目の駐輪場の維持管理につきましては、玉水駅前休憩所さくらの南側の駐輪場は総務課にて、玉水駅入り口の北側の駐輪場は建設課にて維持管理をしております。なお、玉水駅入り口の右側の自転車が駐輪してある敷地はJR西日本の所有でありますので、当該場所の維持管理はJR西日本であります。

二つ目の駐輪場内の整理につきましては、放置自転車の整理は、井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例に基づき、毎年11月下旬に撤去する旨の公告を行い、その1週間後に、駐輪している全ての自転車に、放置

自転車を撤去する旨の1回目の札をハンドル付近に添付いたしております。なお、利用されている自転車は当該札を取り外していただくこととなっております。その1週間ごとに3回、札を添付し、さらにその1週間後、3枚の札がついている自転車を移送し、一時的に保管している間に、警察に照会するなどして所有者の確認に努め、それでも所有者が不明の場合は廃棄処分しております。なお、これらの事務は総務課及び建設課にて実施いたしております。

三つ目の、町として、今後、駐輪場内の放置自転車の整理につきましては、利用者の利便性を考慮しながら、他市町の管理状況の調査を行い、よりよい維持管理の方法を検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 2点目の家庭ごみの分別収集についてですが、平成27年のごみ収集量につきましては、1月から9月までの資料によりお答えさせていただきます。

まず、家庭系ごみの収集量につきましては、平成26年は可燃ごみ約1,166トン、不燃ごみ約378トン、資源ごみ約131トン、平成27年では可燃ごみ約1,211トン、不燃ごみ約154トン、資源ごみ約187トンであります。

次に、プラマークの収集量につきましては、同じく1月から9月までの9カ月間の収集量といたしまして約67トン、月平均でいきますと約7.4トン、住民1日1人当たり平均しますと約31グラムの収集量であります。

次に、分別により燃やすごみ、その他ごみ収集の昨年と比較につきましては、平成26年では、住民1日1人当たりの搬入量では、可燃ごみ536グラム、不燃ごみ174グラム、資源ごみ61グラム、27年の同期間の搬入量では、可燃ごみ564グラムで5.22%の増加、不燃ごみ72グラムで58.62%の減少、資源ごみ88グラムで44.26%の増加であります。

傾向といたしましては、平成27年1月より、それまで不燃ごみとして処理されていたプラマーク容器包装ごみの分別収集が開始されたことにより、汚れたプラマーク容器包装ごみを可燃ごみとして処理したものを含まれるために、昨年同時期と比較すると5.22%増加し、不燃ごみが58.62%

減少、プラマーク容器包装分を含めた資源ごみが44.26%増加したものと考えております。

次に、ホームページ等への広報、啓発につきましては、「井手町ごみの出し方について」としてホームページに掲載しておりますが、今後さらにわかりやすくするために、他の市町村の例を参考に分別方法などを掲載していきたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） ただいま、2点について、詳細にご回答いただきありがとうございます。

駐輪場に関しての関連になりますが、私、本年3月の定例会で一般質問いたしました、駐輪場横の井手交番の24時間常駐について質問いたしましたが、行政に要望しましたところ、早急に取り組んでいただき、11月から24時間常駐が始まっているということに、住民の皆さんから、交番前での朝立ちをしていただいたおかげで、自転車の通行、自動車の通行に大きな変化がもたらしているということで、感謝されております。私からも、行政の早い取り組みに対して、感謝を申し上げたいと思います。

先ほどありましたが、駐輪場の中の整理はわかりましたけども、あと、歩道上に何台か、数台常時置いているというのが目立つので、その件については、なお啓発をしていただくように、重ねてお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問をいたします。

まず初めに、胃がん予防、ピロリ菌抗体検査の導入について質問をいたします。

胃がんの原因の8割を占めると言われるピロリ菌（ヘリコバクター・ピロリ）の感染。ピロリ菌に感染している人は、感染していない人に比べると、

20から30倍も胃がんになる確率が高いとされています。平成25年2月に保険診療でピロリ菌の除菌治療を受けられる対象が拡大されて以降、ピロリ菌を除菌する人が増加しています。胃がんによる住民の死亡を減らそうと、検査、除菌を独自に導入する自治体もふえてきています。

日本におけるピロリ菌感染率は、20代で10%以下、30代で15から20%ですが、50代だと50%以上程度に跳ね上がります。高齢者ほど感染率が高いのです。ピロリ菌の感染があっても、20代でピロリ菌を退治する治療（除菌治療）を受ければ、その後の胃がんの発生を99%抑えることができると言われていています。がん検診は一般的に40歳以降から勧められますが、胃がん予防は大人の仲間入りをする20歳から、若いうちから意識した方がよいようであります。

そこで、次のことについて質問いたします。

1、無料胃がん検診の項目にピロリ菌の抗体検査の導入について、本町の考えをお伺いいたします。

2、がん検診無料クーポン券での26年度の受診率について。

3、がん検診無料クーポン券で受診されていない方へのコール・リコール（個別受診勧奨・再勧奨）はどのようにされているのか、お伺いいたします。

次に、災害用マンホールトイレの設置について質問します。

ここ数年、自然災害が頻繁に発生しています。万が一、災害が発生したときには、電気や水道がとまり、家庭や避難所で水洗トイレが使用できなくなる可能性があります。衛生環境が悪化すると、精神的ストレスの原因にもつながり、住民の生活や健康に大きな影響を与えます。

震災時のトイレ対策として、マンホールトイレを導入する自治体が全国的にふえてきています。下水道に直結したマンホールを用意しておき、いざというとき、その直上に簡易トイレを設ける仕組みです。下水直結なので、くみ取りなどの手間が省ける。ただし、これが有効に機能するためには、下水道の耐震対策が不可欠であります。

本町においては毎年、行政、消防、自主防災組織等が連携をとり、災害時を想定して実践的な防災訓練が実施されています。また、災害時の備えとして多くの備品、食料の備蓄も確保され、安心・安全なまちづくりの取り組みができてきています。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町の下水道は、震度何度まで耐えることができるように整備されているのでしょうか。

2、大震災で避難所の水洗トイレが使用できなくなったとき、どのような対策を考えておられるのか。

3、近隣市町村のマンホールトイレの整備状況について。

4、本町においても、避難所や小・中学校にマンホールトイレの整備が必要と思いますが、本町の考えをお聞きします。

5、マンホールトイレ整備に国・府の補助金制度はあるのでしょうか。

6、防災の関連として、以前にも質問しました被災者支援システム構築のその後の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美） 岡田久雄議員のご質問にお答えします。

1点目の胃がん予防、ピロリ菌の抗体検査の導入についてであります。一つ目のピロリ菌の抗体検査の導入につきましては、本町では平成26年度より胃がん検診に係る自己負担金が無料となっておりますので、胃がん検診を受けていただいて、その検査で異常が見つければピロリ菌検査を受けていただくこととなりますので、まずは胃がん検診を受けていただくことが重要と考えております。

二つ目のがん検診無料クーポン券での平成26年度の受診率につきましては、乳がん検診では対象者871人、受診者83人で受診率9.5%、子宮がん検診では対象者713人、受診者63人で受診率8.8%、大腸がん検診では対象者546人、受診者113人で受診率20.7%となっております。

三つ目のがん検診無料クーポン券で受診されていない方への受診勧奨についてであります。勧奨方法につきましては、がん検診の無料クーポン券を乳がん検診、子宮がん検診は6月、大腸がん検診は8月に受診対象者に送付しております。再勧奨につきましては、11月末現在の未受診者に対して、12月9日に再勧奨通知を送付いたしました。

なお、いずれの検診にいたしましても受診率が低い状況でありますので、

広報等の掲載回数をふやしたり、ホームページの内容を工夫して、受診率の向上に努めてまいります。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の災害用マンホールトイレの設置についてですが、一つ目の本町の下水道の耐震につきましては、一般的に震度6強までと言われております。

二つ目の大震災の避難所のトイレの対策につきましては、京都府の公的備蓄に係る考え方に従い、簡易トイレの使用ができるよう備蓄しております。

三つ目の近隣市町村のマンホールトイレの整備状況につきましては、京田辺市では住宅開発に伴い同志社山手の公園内に、木津川市では城山台小学校の整備に伴い、その校内に災害用マンホールトイレが整備されており、宇治市では移動式のマンホールトイレの備蓄が進められております。なお、その他の近隣市町村では、未着手もしくはこれから検討される状況とのことであります。

四つ目の本町の避難所や小・中学校のマンホールトイレの整備につきましては、災害が発生した後にでも、下水道が使用できる状態であれば、学校など複数のトイレがある避難所は、それらを使用していただくこととなります。また、トイレが少ない避難所については、今後、その効果なども勘案しながら検討してまいりたいと考えております。なお、液状化現象などにより下水道が使用できなくなった場合は、マンホールトイレは使用できないことから、簡易トイレでの対応になるものと思われれます。

五つ目のマンホールトイレ整備の国・府の補助金制度につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金があります。

六つ目の被災者支援システムの構築の取り組みにつきましては、京都府におきまして、罹災者台帳の作成や建築被害の認定調査、迅速な罹災証明の発行などができるよう、被災者の生活再建を図ることを目的とした京都府共同利用型被災者生活支援システムが本年7月に構築されたところであります。本町としても当該システムを利用することが有効であるとの判断から、当該システムを導入するための費用を9月議会に補正予算にて計上させていただいており、本年度内に利用ができる見込みであります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 再質問として、がん検診の方ですけれども、がん検診の無料クーポン券以外の本町独自の各種がん検診の受診率、そしてまた、その再勧奨はどのようにされているのか。受診率については、わかっているか。お答えいただきたいと思います。

これは要望としてなんですけれども、次は、10日ほど前の健康をテーマにしたテレビ番組を見ていたんですけれども、そのときにピロリ菌が取り上げられておりました、その番組によると、ピロリ菌感染者は動脈硬化や糖尿病にも影響を与える、認知症になる確率も2倍になるというような研究結果もあるというように放送しておりました。いろいろと課題はあると思いますが、そのような病気を起こさないためにも、また胃がんを少しでもなくするためにも、再度、ピロリ菌の抗体検査に公費助成をお願いさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美） 岡田久雄議員のご質問にお答えします。

平成26年度のクーポン以外のがん検診の受診率は、大腸がん検診は、クーポンで受診された方を含んで、町全体で13.2%です。肺がん検診が9.5%、乳がん検診は、視触診とマンモグラフィーの40歳以上の受診者が21.3%、視触診のみ30歳代では7.6%、子宮がん検診は19.4%、前立腺がん検診は48.8%でした。なお、乳がん検診と子宮がん検診は、大腸がん検診と同じく、クーポン券で受診された方を含めた数字でございます。

再勧奨につきましては、受診者を募集する方は再募集などしておりますが、勧奨はしていません。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田忠文です。事前通告しております2点について

て、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目に、新たな企業進出景気による交流人口の増加についてであります。

町内には、白坂テクノパークをはじめとして、新たな企業進出が現実のものとなってまいりました。多賀地域のバイパスより西の準工業地域に、食品関連の企業2社が進出してまいります。いずれも、豆腐の加工を専門とする工業だとお聞きしております。井手町の水、自然、環境のよさがあっての立地ではないかと喜んでおるところであります。今後は新名神高速道路の建設が進み、宇治木津線など整備が見込まれるなど、交通の利便性の高さから、企業進出がさらに活発になると感じております。

町は、観光客の入込客50万人を目指し、交流人口の増加も図っていかねばなりません。そこで、新たな工場進出に当たり、製造工程などを見学できるといったことも、入込客の増加や町の魅力のPRにもつながるのではないのでしょうか。食品加工工場の見学ができる場所は案外少なく、企業にとって製品のアピールにもつながります。一般の見学者はもちろん、近隣市町の児童・生徒の見学の場としても活用できるのではないのでしょうか。ぜひ、こうした新たな動きがあるチャンスを生かして、行政としても、企業に働きかけてみる考えはありませんか。

2点目に、マイナンバー制度の導入についてであります。マイナンバー制度の導入に関して質問いたします。

制度の導入で、社会保障や税制に関する事務の効率性、透明性を高めることが期待されております。一方で、さまざまな問題が指摘されているのも事実であります。就労や所得の把握で透明性を確保できる一方、所得に応じて受けられるさまざまなサービスがこれまでどおり受けられないのではないかとといった心配の声もあります。

例えば、保育料の面で考えてみますと、若い世代の住民の保育料負担がこれまでよりも上がってしまうケースも考えられます。そうなると、民間の幼稚園などに利用が移ってしまうケースが考えられますが、そういった想定はあるのでしょうか。

また、マイナンバー制度の導入で住民生活にどういった効果が見込めますか。また、導入によって大きく変化する点があれば教えていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新たな企業進出による交流人口の増加につきましては、現在、白坂テクノパークを含めて4社の企業進出の話があります。また、白坂テクノパークでは、平成28年度に第2工区、平成29年度に第3工区が完成予定でありまして、これらの企業進出は交流人口を増加させるよい機会であると考えております。

本町におきましても、交流人口50万人を目指し、各種イベントなどに井手町商工会をはじめ各まちづくり団体などに協力いただきながら、井手町をPRし井手町を知っていただくことにより、井手町に来ていただけるように、そして「住んでみたいまち、住み続けたいまち」と思っているよう努力しているところであります。

さて、進出企業への工場見学などは、本町に来ていただける機会をふやし交流人口をふやすことになるものと考えています。児童・生徒たちにも見学の場に活用できるものと考えられますので、企業判断ではありますが、要請してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 2点目のマイナンバー制度の導入についてお答えいたします。

平成25年5月に成立した、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、住民一人一人に付番される12桁の番号、マイナンバーを用いて、複数の機関に存在する個人のさまざまな情報が同一人の情報であることの確認を行う基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤と謳われております。平成28年1月から個人番号の利用が始まり、平成29年1月から国の機関、同年7月から地方公共団体等で情報連携が始まることと

なっております。

マイナンバー制度の導入で住民生活にどういった効果が見込めるかにつきましては、一つ目といたしまして、所得やほかのサービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになり、公平・公正な社会の実現が今後期待できると考えられます。

二つ目といたしまして、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、住民の負担が軽減されたり、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになり、利便性の向上が図れると考えられます。

三つ目といたしましては、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになり、行政の効率化につながると考えられます。

なお、マイナンバー制度導入後において、これまでと保育料算定における所得の把握方法に変わりはありませんので、民間の幼稚園などに利用が移ってしまうことは想定しておりません。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 1点目の新たな企業進出の方なんですけども、以前に卵の製造会社、イフジ産業さんも見学コースのとれるようなことをされております。そういった形で、今回、豆腐加工工場ないしはテクノパークに来られる企業が、そういった形のことを見込んでいただけるのであれば、相手があることなので、なかなか難しいとは思いますが、機会のあるたびにアプローチをかけていただきたいなというふうに思います。

マイナンバーにつきましては、私ごとなんですけども、本籍と現住所が違って、郵便物、通知書が届かなかった、そういう経緯があるんですけども、今現在、どれぐらいの方まで、何%ぐらいの方まで通知書が届いているのか、わかれば教えてください。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 村田忠文議員のご質問にお答えいたします。

井手町では、全体で3,393件、通知カードについて送付を行いまして、今現在、12月10日現在なんですけれども、戻ってきているものが276通あります。返戻率といたしまして8.1%ですが、このうち再送付等で交付した件数が27件ありますので、全体として未交付率といたしまして7.3%となっております。

以上です。

議長(木村武壽) 続きまして、次に、谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

質問の前に、フランス、パリをはじめ、世界各地で頻発するテロの犠牲者の皆さんに心から哀悼の意を表します。テロに対して、空爆の強化や難民の締め出し、宗教による差別などは決して問題の解決にはならず、日本は、国連を中心とした非軍事面での貢献を目指してテロの撲滅に資するという努力を行うべきだということを申し上げて、質問に入りたいと思います。

1番目に、がん検診の充実についてです。

厚生労働省は昨年来、がん検診のあり方に関する検討会をもって、乳がん、胃がんの検診項目等について検討を行い、ことし9月に取りまとめを行っています。それによりますと、乳がん検診については、マンモグラフィーによる検診を原則とし、視触診は推奨しない。仮に視触診を実施する場合は、マンモグラフィーと併用することとする。2番目に、超音波検査については、特に高濃度乳腺の者に対して、マンモグラフィーと併用した場合、感度及びがん発見率がすぐれているという研究結果が得られており、引き続き検証していく。三つ目に、対象年齢を40歳以上とする。四つ目に、検診間隔を2年に1度にするというものですが、本町では、現行の30歳からの視触診を行うことで、若年層の乳がん予防意識を高めております。来年度も対象年齢を引き上げることなく、かつ超音波検査の導入も検討するべきだと考えますが、いかがですか。

胃がん検診については、1番目に、胃部エックス線検査または胃内視鏡検

査とする。2番目に、対象年齢を50歳以上とする。ただし、当分の間、40歳代の者に対して胃部エックス線検査を実施しても差し支えない。3番目に、検診間隔を2年に1度とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査に関しては逐年実施としても差し支えないなどとなっておりますが、対象年齢を10歳も引き上げることや、間隔を2年に1度にするということについては、学会からも大いに異論がありまして、さらに検証が必要であると考えます。

本町では、胃がん検診についても、対象年齢を引き上げることなく40歳からの毎年検査を継続し、かつエックス線検査と内視鏡検査との選択制にするべきではないかと考えます。バリウムのアレルギーを持つ人や、障害者の方で体位の変化のできない方などから、現行のエックス線検査では胃がん検診を受けられないという方があります。内視鏡検査も選択できるようにして、検査機会を保障するべきではありませんか、伺います。

二つ目に、非正規職員の待遇改善についてです。

役場の非正規労働者の実態を伺います。臨時職員、パート、嘱託、再雇用等の有期で雇用されている職員は、職種ごとに何人いますか。それぞれの月給、日給、時給額を伺います。

今年度、最低賃金が改定されまして、京都府内では時給789円から18円アップして807円となりました。日給を支給されている町の臨時職員のうち、従来の勤務条件のままでは最低賃金を下回ることになる者がありましたが、日給を引き上げることなく勤務時間を短縮するというところを行ったのはなぜですか。大きな労働条件の変更でありましたが、事前に十分な説明がなされたのでしょうか。書面での通知はどのように行われましたか。

有期雇用の臨時職員であるにもかかわらず、実際は同一の職員が長期にわたって雇用されているということがあります。有期労働契約の反復更新のもとで生じる雇いどめに対する不安を解消し、働く者が安心して働き続けることができるようにするために、労働契約法が2013年に改正されまして、通算5年を超えれば、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換できるというルールが整備されました。本町では、通算して5年以上雇用されている非正規職員は何人いますか、伺います。

三つ目に、特別支援学校の整備の準備についてです。

2020年開校を目指して、京都府が井手町に特別支援学校を整備する計

画ですが、準備の進捗を伺います。井手町内に児童生徒数150名程度の特別支援学校を新設する。小学部、中学部、高等部が設置されるとのことですが、子供たちの通学には当然スクールバスが運行されるものと考えます。登下校時に何台のバスが運行される見通しでしょうか。町は通学路となる町道整備を計画していますが、大型バスの集中的な通行に耐えるゆとりを持った道路にしなければならないと考えます。転回場や幅員、車線や歩道の有無など、どのような道路を計画しているか伺います。

支援学校建設へ向けて、上下水道の整備計画も変更が必要ですが、進捗状況はどうなっていますか。

南山城支援学校の過密状況は待ったなしの状況で、5年後の新支援学校の開校を待つまでも分教室などが必要という声も上がっています。町が受け入れ準備に努力することで支援学校建設が少しでも前倒しできるようなら、町も大いに協力するべきだと考えますが、可能性はないか、伺います。

京都府は、支援学校では井手町をはじめ校区内の市町教育委員会と連携したインクルーシブ教育、障害の有無によらず同じ場所でともに学ぶ教育を推進すると表明していますが、支援学校開校を待つことなく、町内の小・中学校と支援学校との交流の強化、子供たちがさらに触れ合える場を提供していくことでインクルーシブ教育の導入がスムーズに行われていくものと考えますが、町内小・中学校での障害理解教育の現状と今後の計画を伺います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

1点目のがん検診の充実についてであります。乳がん検診におきましては、来年度も現在の検診内容で実施を予定しております。超音波検査の導入につきましても、厚生労働省の検討会中間報告書において、引き続き検討していく必要があるとされておりますので、現在のところ考えておりません。

次に、胃がん検診であります。乳がん検診同様、現在の検診内容で実施を予定しております。内視鏡検査の選択制につきましても、厚生労働省の検討会中間報告書において、医師や医療機関の確保、重篤な偶発症に適切に対応できる体制整備などが必要とされておきまして、現在のところ考えており

ません。

なお、各種検診などの受診率向上につきましては、岡田議員にお答えしたとおりです。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の非正規職員の待遇改善についてであります。まず、本年11月1日現在のそれぞれの職員数につきましては、臨時職員65名、パート62名、嘱託職員22名、再雇用臨時職員2名であります。なお、臨時職員、パート職員及び再雇用臨時職員の時間額、日額、月額につきましては、それぞれの要綱に定めておりますので、ごらんおきください。また、嘱託職員の月額につきましては、要綱の規定により定めておまして、10万5,000円から31万3,000円までの間で定めております。

次に、勤務時間の短縮につきましては、処遇改善として行ったものであります。また、臨時職員への説明につきましては、今回の改正内容について、各所属において9月末から採用日までに説明をするとともに、採用通知書の中にも勤務時間を記載いたしております。

次に、非正規職員の雇用期間のご質問であります。嘱託職員については1年以内、臨時職員については6カ月を超えない範囲で雇用契約期間満了として雇用契約をしておりますので、該当者はありません。なお、労働契約法は国家公務員及び地方公務員は適用除外であり、また、地方公務員法上、臨時職員等との無期契約はできませんので、申し添えます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 3点目の特別支援学校整備の準備についてであります。まず、登下校時のバス運行の台数につきましては、京都府教育委員会にお尋ねしたところ、通学区域も確定しておりませんので、現時点では未定であり、今後詳細を検討する中で明らかになると聞いております。

次に、町道整備計画につきましては、2車線片側歩道、幅員9.5メートルで、学校敷地内のバスターミナルで乗り降りされる計画でありますので、道路内に転回場を設ける計画はありません。

次に、上下水道整備計画変更の進捗状況につきましては、上下水道ともに、9月議会で事業計画変更に係る所要額の補正を議決いただきましたので、11月2日に入札を終え、現在着手中であります。また、11月18日には京都府と手続についての協議を行ったところであります。なお、認可変更申請につきましては、上下水道ともに平成27年度中をめどとしております。

次に、支援学校建設の前倒しにつきましては、既に本町も全面協力して進めておりますが、用地取得、地区計画や開発許可等の手続を経て、造成工事や校舎建設に要する期間から、平成32年4月開校になるとのことです。

次に、町内小・中学校での障害児者理解教育の現状と今後の計画につきましては、従前から支援学校の児童生徒との交流も進めておりまして、今後さらに連携した取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） まず、がん検診についてですけれども、今の胃がん検診の説明書き、受診者の方に渡すものに、はっきりと体位変化のできない人は受けられませんというふうに書いてあるわけです。そうしますと、肢体不自由の方を中心に、障害があるために受けられないという方が出ているのは事実なんですね。それで、現状のとおり続けるということですから、50歳以上になるとか、そういうことは今考えてないということは結構なことだと思うんですけれども、しかし、障害のある方が今のバリウム検査を受けられないというのを放置していいのかと。

来年4月から障害者差別解消法というのも施行されるわけです。それによりますと、不当な差別的取り扱いの禁止だけでなく、合理的な配慮をしないことも差別というふうに法律できちんと書かれているんですね。こういうことに抵触する可能性が出てくるのではないかと。久御山町では、費用は高いんですけれども、今でもバリウムと内視鏡との選択を行ってありますし、全国的には、モデル的に、大々的にやっている鳥取県とか新潟市とかもございませう。少なくとも、バリウムの検査が受けられないとはっきり町が規定している人については、他の方法を講じるべきだと。その費用についても、やはりバリウムが無料なら無料で受けられるような方法を考えるべきじゃないかと

いうことを再度伺いたいと思います。

それと、非正規職員の関係で、5年以上通算して雇用されている職員はいないという、そういう説明やったんですけれども、実際に短期間の空白期間がありますけれども、現状を見れば同じ顔ぶれの人が働いているじゃないですか。そこは認めなあきませんよ。臨時的な職員ですから、必要な職務があるから、こういう仕事が必要なので雇いますということで、その都度選考して雇うわけですね。ですから、6カ月契約やったら6カ月たった時点で何らかの選考をされて、また同じ方がたまたま採用されているということがあるかと思うんですけれども、現実的に、1日か2日かわかりませんが、そういう空白を置きながらも長期に勤めておられる、しかも同じ部署でという方が多数おられるわけですね。それは、やはり地方公務員法でしてはいけないと言われている臨時的な身分の確定といいますか、固定化ということを現実やっているとということになると思います。

どうやればいいのかということですが、やはり常時そこで部署で人が足りないから、そうやって臨時と言いながら何年も何年も雇っているわけですから、それは正規の職員を入れなあかんということですよ。正規化するということがまず一番必要なことだと思います。その上で、臨時の身分に長く置かれている方については適切な処遇改善を行うと。

21年の総務省の通達でさまざま改善が示されているにもかかわらず、21年通知が守られていないということを受けて、総務省がまた26年7月にも新たな臨時非常勤職員の任用等について通知をしているわけですね。不徹底やということ言ってます。その間、全国的には10万人以上、公務員の臨時非常勤がふえているわけです。

そのために、まず井手町で行われていない、一番問題があるのは、再三言うてますけれども、年休の付与等について。今言われたように、継続してないということで切らはるわけですね。それはあかと総務省が言うてるわけです。読み上げますけど、26年通知に書いてあるのは、「労働基準法における年次有給休暇の付与に係る継続勤務の要件については、「勤務の実態に即して判断すべきものであるので、期間の定めのある労働契約を反復して短時間労働者を使用する場合、各々の労働契約期間の終期と始期の間短時日の間隔を置いているとしても、必ずしも当然に継続勤務が中断されるものでないことに留意すること」とされており、再度の任用を行う場合の適切な対応

に留意すべき」というふうに書かれておりまして、もちろん京都府等では、4月から新たに雇用された方について、年休を認めるというようなことが臨時であってもされております。

労働基準法には抵触しないと言われますけども、総務省が通知していて、今、非常勤の職員にこれだけ役場の公務が支えられていて、それを使い捨てるようなやり方はやはり断じられるべきだと。今、非常勤なくして役場の仕事、回らないじゃないですか。それを見て見ぬふりというわけにはいかないですよ。やはり国が示しているような方向で処遇改善は当然やっていくべきやし、手当を支給するというこも、法律の改正で臨時の方にもできるようになりました。ですから、新たな仕事として6カ月後にまた採用するときには、新たな仕事ですから、時給が上がる、日給が上がるということがあってもいいわけです。

そういうさまざまな方法で処遇改善を当然行うべきだということを申し上げますが、短時日あいていても5年以上勤務している方は何人いるんですか、それは調べるべきでしょう。労働契約法は民間ですよ。せやけど、26年通知にも書いてあるんですよ。民間の労働法制における制度改正への動向への留意ということで、パートタイム労働法や労働契約法が変わったということも、ちゃんと総務省の通知には書いてます。留意しなさいということですから、通算すれば5年以上勤務している人は何人なのか答えてほしいです。今答えられなかったら、きちんと資料を出してほしいです。もう一度伺いたいと思います。

それと、3点目の支援学校の関係ですけれども、バスは何台走るかわからない、それはそうなんですけど、現在、南山城支援学校は9コースのバスが走っています。生徒さんは240人いるわけです。それで、井手町の方は7人で、京田辺、宇治田原の方と合計すると77人です。約3分の1の方が井手町、京田辺、宇治田原ということになっているんですけれども、150人程度ということになると、井手町、京田辺、宇治田原以外に、木津川市の一部とかの方も通学されるということになれば、バスのコースが3つぐらいではおさまらないということも考えられます。バスは同じ時間に一気に出入りします。登校のときも下校のときも、時間がほぼ一緒に出ていくわけです。だから、町道といえども、それに耐え得るような整備をしないと、他の生活道路に支障を及ぼすということもありますし、安全第一で、よい道路をつく

っていただかなあかんと思うんです。

通学バス以外に、子供たちの放課後支援の事業者が送迎の車を出しています。だから、南山城支援学校では、バス9台だけじゃなくて、ワゴン車ですとか普通車ですとか、そういう車も下校時にはもっとふえるんですね。そういう実態をやはりちゃんとしっかり調査もしていただいて、万全を期してほしいということは、支援学校の道路に関しては要望ということにとどめたいと思います。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 1点目、がん検診のお尋ねであります。先ほど答弁申し上げたように、内視鏡検査の選択制については、先ほど答弁したとおりの体制整備が必要とされておりますので、現在のところ考えていないということでございます。

2点目の非正規職員のお尋ねであります。谷田議員のご意見でいいますと、同じ方を働かすのはいけない、やめさせよということを言われているかどうかを申し上げます。我々は、先ほど総務課長がお答えしたように、募集を行い、その都度、契約期間を定めて雇用しておりますので、何ら問題はないと考えております。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 副町長は常に私の言うことをねじ曲げて、こじつけておっしゃるので、素直に聞いてください。私、そんなことは何も言ってないじゃないですか。非正規の方が継続してずっとおられる職務というのは、やっぱり正規の方が必要な職務じゃないかと、そういうことを言っているわけです。誰がやめさせろなんて言いましたか、それは訂正してください。絶対に困ります。

それと、がん検診のことで、じゃ、障害があつて、胃がん検診を受けられないという方は仕方がない、障害があるんだから、障害は自己責任だとおっしゃるんでしょうか。それはやっぱり今後十分検討していただきたいと、該当者の方からも申し出もあります。それはちょっと余りにもひどいんじゃないかと。誰もおられなかったら言いませんよ。せやけど、そういう方から申

し出もあるのは担当者をご存じやと思いますので、それはぜひ検討していただきたい。

副町長の私が言ったことについての、それは違うと私は言っているので、それについては、もう一度確認をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 私どもの総務課長が説明、答弁申し上げたことで、同じ方が働いているということを言われることについて、あかんのであれば、やめさせよということになってくるということで、答弁を申し上げたところであります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 何度言われても、私はそんなことは言っていません。これは議事録に残りますから、きちんとしていただきたいと思います。それは副町長の勝手な解釈ですね。私はやめさせよなどとは言っていません。本来、正規の職員さんで全ての職務を賄うというのが原則やと。しかし、臨時的な仕事で、どうしてもということで臨時職員を雇う場合はあると。しかし、常時継続して同じ部署で臨時職員が長期にわたって採用されているということは、正規職員が足りないんじゃないですかということを行っているんです。絶対に、やめさせよなどと言ってないことは、私の言ったことではないというのは、議長、これは確認してください。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 現在、臨時職員で対応している職場について、それぞれ検討し、その体制で今やっているわけであります。それを正規職員でということになりますと、その臨時職員をやめさせよと言うてはるのかということで、私はお尋ねをしたということであります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) お尋ねやおっしゃいますが、別に副町長に尋ねられる立場ではないし、場ではないけれども、そんなことは言っていませんと、きちんとそのようにお答えしていますので、勝手な解釈はやめてください。

以上で終わります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 臨時職員を正規職員での雇用をと言われるのであれば、今現在働いている臨時職員をやめさせて正職員を雇えということをおっしゃっているのかなということで、私は答弁をしたところであります。

議長(木村武壽) これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第5、議案第47号、平成26年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第7、議案第49号、平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島寛道決算特別委員会委員長。

2番(西島寛道) 2番、西島寛道。

ただいま議題となっております議案第47号、平成26年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第48号、平成26年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第49号、平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月28日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第47号から議案第49号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本3件は、いずれも井手町における平成26年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る10月5日、6日の2日間にわたり招集いたしました。委員9名全員出席のもと、汐見町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第47号、平成26年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第48号、平成26年度井手町水道事業会計決算認定の件の2議案につきましては、賛成多数をもって認定され、議案第49号、平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成全員をもちまして認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

平成27年12月11日、決算特別委員会委員長、西島寛道。

議長（木村武壽）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　まず、原案に反対者の発言を許します。谷田　操議員。

9番（谷田　操）　9番、谷田　操です。

ただいま議題になっております第47号から第49号の3議案のうち、井手

町一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、多賀地区簡易水道事業特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対の立場から、議案第47号に反対、第48号、井手町水道事業会計決算に反対、第49号、多賀財産区特別会計決算に賛成の立場で討論いたします。

中身を論じる前に、提出された決算書にミスが相次いで見つかり、正誤表が何度も提出される事態は全くお粗末きわまりないと言わざるを得ず、町行政に対する住民の信頼を損なわせるものです。猛省を促したいと思います。

安倍自民・公明内閣は、集团的自衛権行使を容認し、日本を海外で戦争する国につくり変える戦争法を強行しました。日本の国民の利益をアメリカと多国籍企業に売り渡すTPPを推進、沖縄辺野古への新基地建設、原発の輸出・再稼働へと、暴走に次ぐ暴走を続けています。2014年度は消費税増税を強行し、若年者は雇用不安と低賃金、高齢者は年金削減と、生活不安が増大する井手町住民に大打撃を与えました。

そんな状況のもとで、少しでもこの安倍政権の暴走を食い止め、住民生活防衛のために町が何をなしたのか振り返ると、2014年度各決算はまことに不適切で、消費税増税にも戦争法にも国に対して何も言わない町長の政治姿勢が問われます。即効性のある人口減少対策をスピード感を持って取り組むべきときに、ため込みにため込みを続け、実に63億7,000万円、住民1人当たり81万円以上の基金を積み上げました。そんなにお金があるなら、少しでも介護や医療、子育ての負担軽減に回してほしいという住民の願いに耳を傾けるべきではないでしょうか。

2014年度はマイナンバー導入のための準備が行われました。マイナンバーは、憲法に保障されたプライバシーの保護に背くものです。絶対に情報漏えいはないと言える保証はなく、住民のリスクに加え、町職員にも管理責任が厳しく問われる過大な負担が生じます。廃止するしかありません。

子育て・教育の問題では、給食費を1食10円、月額200円の値上げを行い、予算化されていた給食援助費は320万円のうち167万円しか執行されませんでした。値上げせずに済む十分な財源があるのに、消費税増税は国が決めたこととして、そのまま保護者、子供たちに転嫁した姿勢は許せません。1食17円補助から踏み出し、給食費無償、義務教育の無償化へ前進させるべきです。

暮らしと環境、まちづくりの問題では、多発する自然災害や原子力災害な

ど、いつ起こるかわからない災害にしっかり備えることは地方自治体の責務です。ところが、本町では地域防災計画や避難情報などが十分住民に周知されていません。災害時に的確な情報を各家庭に確実に伝えられる防災無線の戸別配置を進め、防災訓練も真に有効なものに改善するべきです。

高齢化の進む本町で、住民の買い物、通院、生活支援としてバスなどの移動手段を確保することは欠かせません。町長公用車よりコミュニティバスを優先し、手おくれにならないうちに検討するべきです。

国民健康保険会計に関しては、証の更新から1年経過してなお、未交付世帯33件を残したのは、資格証を発行しているのと変わりません。払いたくても高過ぎて払えない世帯のために、親切丁寧に納付相談を行うだけでなく、国保法第77条に基づく保険料減免や第44条に基づく窓口での一部負担金減免制度をつくる必要があります。

水道事業と多賀地区簡易水道事業においては、消費税の5%から8%への値上げ分をそのまま住民に転嫁しました。上水道料金でも累積利益剰余金の取り崩しや、簡易水道では一般会計からの繰り出しで、転嫁は回避するべきでした。健全化の名でのさらなる値上げは行うべきではありません。

後期高齢者医療特別会計では、保険料が均等割・所得割ともに引き上げられました。制度開始時に、うば捨て山制度であると批判を受け、低所得者の保険料を最大9割軽減する特例軽減が設けられましたが、国は段階的に廃止するとしています。廃止されれば、保険料は2倍から10倍にもなるケースが出ます。一刻も早く、もとの老人医療制度に戻した上で、年齢差別のない制度に改善するべきという立場で反対します。

介護保険特別会計では、黒字を3,000万円も残し、次期保険料抑制につながる基金を2,600万円しか確保しませんでした。本町の保険料の徴収区分は、保険料軽減のために設けた特例段階でも軽減率が少なく、低所得者に配慮したものとは言えません。基準額以上の課税世帯では、収入に応じた負担となるよう、段階区分をもっと細かく多段階にするなどの配慮が必要です。2015年からは既に保険料の7.2%以上の値上げ、軽度者の保険利用制限、利用料の2割負担、食費・居住費の軽減のために高齢者の尊厳を無視した資産調査などが導入され、今後の介護への不安はますます広がっています。少しでも利用しやすい介護保険へ改善すべきです。

以上のような理由で、議案第47号、第48号に反対、第49号に賛成い

たします。

議長（木村武壽） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4 番（岩田 剛） 4 番、岩田 剛です。

ただいま議題になっております平成26年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論を行います。

平成26年度の日本経済を見ますと、政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる3本の矢からなる経済政策を一体的に推進してきました。その結果、有効求人倍率は22年ぶりの高水準、名目雇用者報酬が高い伸びとなるとともに、経常利益は過去最高水準に、倒産件数は24年ぶりの低水準になるなど、経済の好循環が生まれ始め、平成26年4月には消費税率が8%へと引き上げられました。

しかし、個人消費等には弱さが見られます。年度前半には実質GDP成長率がマイナスになりました。税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や、夏の天候不順、円安の影響による輸入物価の上昇などにより、物価の上昇に家計の所得が追いついていないことがあると考えられます。

こうした状況のもと、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が行き渡るようにするため、政府は26年12月に緊急経済対策を取りまとめました。雇用や所得環境が改善する中、経済対策や諸政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれます。しかしながら、本町への景気回復の波及はまだまだ感じられない状況にあります。

一方、国の財政面では、公債残高は増加の一途をたどっておりまして、依然として危機的な状況にあると言えます。地方自治体を取り巻く財政環境も、継続して国庫補助・負担金の縮小・削減、地方交付税の見直しなど、依然として厳しいものがあります。

こうした状況のもと、本町の平成26年度の一般会計・特別会計決算では、持続可能な行財政システムの構築を目指し、事務事業の見直しなど、さらなる経営改革に積極的に取り組まれ、第4次井手町総合計画に掲げている、自然を守り生かす、人とつながりを育てる、暮らしを守り活力をつくるという三つの基本理念のもと、六つの基本目標に沿って、限りある資源を各分野に

重点的にかつ効果的に配分し執行されました。

歳入面では、収入済額 4 8 億 5, 7 7 1 万 3, 0 0 0 円で、対前年比 3, 9 4 5 万円 1, 0 0 0 円、率にして 0. 8 % の増となっています。町税の徴収につきましては、京都地方税機構との連携を図り、税の徴収に努め、国や府の補助制度を有効に活用するなど、ありとあらゆる面で歳入確保に努力されていることがうかがえます。このような努力に対して、高く評価をいたします。

歳出面におきましては、経費全般の節減はもとより、限られた財源を創意と工夫により積極的な施策の展開が行われています。

総務関係では、特別会計に関して、財政運営の円滑化のため、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、多賀地区簡易水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などへの繰り出し、防災拠点としての役割を果たす庁舎等整備基金に 8 億円を積み立て、LED 照明整備、交通安全施設整備、JR 奈良線高速化・複線化第 2 期事業に対する補助金、JR 山城多賀駅エレベーター整備設計業務など、住民の要望に応えた評価できるものであります。

民生関係では、社会福祉協議会の活動費、障害者自立支援事業などへの助成、公共施設のバリアフリー整備、訪問入浴事業等の委託、敬老事業、老人クラブ活動費の助成や重度心身老人健康管理など、身障者、高齢者に対する数々の支援が実施されています。また、保育環境の整備事業として、子供 3 人目以降の保育料無料化や中学校卒業までの医療費無料化など、子育て支援対策が実施されています。

衛生関係では、井手地区共同墓地がんぜん堂改築事業や、住民の健康づくり、疾病予防のための各種保健事業の実施、環境対策として、家庭雑排水や工場の排水による町内河川の汚濁防止や旧新四郎山ごみ処分場からの雑水の水質検査、ごみの減量化・資源再利用のため、ごみの完全分別の実施など、住民からの要望に応えた事業が実施されています。

農林関係では、農地台帳システム整備、有害鳥獣駆除、林業振興対策、豊かな緑と清流を守る森林整備などの事業が実施されています。

商工費では、町商工会振興事業や桜まつり支援事業、まちづくりセンター・野外活動センター管理、プレミアム商品券発行事業に補助を実施されています。

土木費では、町道1号線をはじめとする各道路の改良事業、下排水路改修、町営住宅耐震補強、玉川さくら公園の整備など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備が多く実施されています。

消防費では、住民の防災意識の高揚と災害に強い安全・安心なまちづくりのため、高規格救急車、防災広報車の購入、防災マップ作成事務などの事業が実施されるとともに、自主防災組織や消防団と連携して災害を想定した防災訓練などが計画的に実施されており、評価すべきところが随所に見られます。

教育関係では、チャレンジ学習授業やジョイントアップ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業、小学校トイレ改修、中学校パソコン機器更新、給食センター施設整備など、教育施設の充実・環境整備に積極的に取り組まれています。

以上のように、歳出内容は、どこまでも住民の要望に最大限に応えるよう、行政が一丸となって努力されているところがうかがえます。その結果、一般会計では、歳入総額4億5,771万3,000円に対し、歳出総額4億4,940万1,000円、差し引き4億831万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源718万8,000円を差し引いた実質収支額は4億112万4,000円の黒字となります。これらの黒字決算を見るとき、町長をはじめとして、職員の方々の努力のたまものと高く評価するものであります。また、財政健全化審査意見書の健全化判断比率の四つの指標も良好な数値であり、健全な財政運営に努められていることが見受けられます。

特別会計に関しても、少子高齢化が急速に進み、また財政状況が厳しい状況の中、大変努力していただいていることは高く評価するものであります。

ただ、1点気になりますのは国民健康保険特別会計であります。国保会計は、被保険者数が年々減少しているにもかかわらず、医療給付費は年々増加しており、今後とも厳しい財政運営が続くと予想されます。本町のような小さな自治体で単独での運営には限界が来ているものと思われれます。一日も早く広域連合による運営に切りかえるべく、最大限の努力をいただきたいと思っております。今後とも、医療費抑制のため、後発医薬品等の適切な活用、定期健診の徹底に全力で取り組まれることをお願いしたいと思います。

以上の観点より、平成26年度一般会計並びに特別会計の決算認定に賛成をいたします。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第47号、平成26年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第47号は認定することに決定しました。

これから、議案第48号、平成26年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第48号は認定することに決定しました。

これから、議案第49号、平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第49号は認定することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午後 0時57分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第8、議案第50号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条

例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第50号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

1ページから順番にお聞きしますが、まず第2条の関係で、特定個人情報というのは何を指すか。

それと、3号の個人番号利用事務実施者とは誰のことか。町長や教育長のことを指すのかと思いますが、職員さんで実際個人番号に触れる立場にある人は役職等を限られているのか。それこそ、臨時職員のパートの方も自由に触れる仕事をするということがあるのかどうか、お尋ねします。

4号の情報提供ネットワークシステムとは何か。これはいつから稼働するのか。井手町でもすぐに利用できるのかどうか。

それと、第3条で、個人番号の利用に関して、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとありますけれども、必要な措置とは具体的にどのようなことなのか。

第4条、法の別表第2の第2欄に掲げる事務をするというふうに規定されているんですが、法の別表第2の第2欄に掲げる事務というのは何か、例を挙げて説明をお願いしたいと思います。

同じく第4条の2項、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で利用するというふうには書いてあるんですが、必要な限度というのはどういうふうに規定されているのか。誰でも、これだけ必要やとえば、担当が必要やと思えば、何度でも無制限に利用できるのかどうか。どういう規定があるのか。

それと、同じくその下、第2項の3行目にある他の個人番号利用事務実施

者というのは、国や都道府県や他の市町村が思い浮かびますけど、ほかにもあるのかどうか。社会福祉協議会なんかも利用事務実施者になるのかどうか、お尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第2条の特定個人情報とは何かということですが、こちらにつきましても、住民コードが記載された、住民票に係るものを識別するための番号が含まれた、いわゆるマイナンバーが含まれた個人情報のことを指しております。

続きまして、個人情報利用事務実施者ということで、おっしゃられたとおり、こちらは個人番号の事務を処理する者ということでありますので、それぞれの事務の実施者でありますので、その組織の長が個人番号利用事務実施者ということになります。それと、臨時職員は見られるのかと、ほかの職員、役職等々、限られているのかということにつきましては、もちろんその事務事務で、それぞれの職員が見られることになっています。例えば、その事務に関して関係のない、よその課の職員というのは、その事務に関しては見られないということになりますので、その職の中での事務に携わる職員については、必要なものについてはシステムをさわれるということになるかと考えております。

続きまして、情報提供ネットワークシステムとは何かということですが、すけれども、これは、総務大臣が設置し管理するシステムのことです。起動については、29年1月からというふうに聞いております。

続きまして、第4条第1項の法の別表第2の第2欄とは何かということですが、こちらにつきましても、マイナンバー法の別表第2で119事務が掲載されております。その中の事務が、いわゆるこの法別表第2の第2欄という事務のものでございます。ただ、町が携わるものについては、現在のところ、その中で31事務かなというふうに考えております。

続きまして、第4条第2項の、必要な限度で利用するというふうな規定ですが、すけれども、こちらについては、先ほども言いましたように、その事務が必要である限度で利用するというふうなことでございます。

あと、3条の町の責務の関係の必要な措置に関しましては、こちらについ

ては、例えば個人番号利用に関して、個人情報保護の条例の改正であるとか、今回のこういう条例の制定である、もしくは、先ほどもおっしゃいました、規定があるのかみたいなことですので、そういう指針であるとか取り扱い方法についてのマニュアルは作成していくというふうなことを聞いておりますので、そのような措置を講ずることになるかと考えております。

続きまして、同じく4条の第2項の他の個人番号利用事務実施者ということで、こちらにつきましては、京都府知事であるとか、おっしゃいました社会福祉協議会、また厚生労働大臣も含まれております。まだまだ地方公務員災害補償基金とかいうふうなものもいろいろございますので、119項目の事務の中にそういうようなことがそれぞれ書いておるといふところの方が実施者になるかというふうに考えています。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） これで、別表第2の第2欄に掲げる事務、今のところ町にかかわるのは31事務と言われて、それについて、利用範囲として第4条で定めているわけですね。その事務をするということになりますと、法に定められている以外のものについては、井手町としては町独自の利用は今考えていないということなのかと。町で独自にいろんなことに使う場合は条例に基づいてしなあかんということで法律では決まっていると思いますから、勝手に規則で決めておくというわけにはいかないわけですから、法定の事務しか今やらないと。そうじゃなくて、29年1月からは、情報ネットワークシステムが使えるようになれば、他市町とのやりとりができるようになるわけやから、それまでに実はあれこれ考えているんやけど、それはまた今後条例として整備するんやという考えなのか、29年1月から始まるその時点ではこの法定の31事務しかやらないということなのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 今回、独自事業ということで、町の独自の施策であるとかいうふうなものについては、国の方が、先ほども言いましたように、情報提供ネットワークシステムは29年の1月から起動しますけれども、29年

7月までに市町村、各地方公共団体のネットワークが接続されると聞いておりますので、それまでに、必要なものについては精査をしながら条例改正をしていくということになるかと考えております。ですから、今は法定事務のものを今回で提案させていただいたということでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 町の職員であれば、必要な情報については、誰であれ臨時の職員であれ、別に役職者に限らず利用できるというお話がありましたので、これはきちんと研修をやらしてもらわないといけないと思うんですけども、今、職員に対する研修の実施状況はどうなっていますか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 研修につきましては、もちろん個人情報の扱いも変わってきますので、正職員向けには1度、8月に研修を実施しております。ただ、臨時職員さんにつきましても、それぞれのセクションで、もちろんそもそも必要のない臨時職員もおりますので、その辺は各担当の方で今までどおりにそういう個人情報なり守秘義務なりを守りながら実施するというところで考えておりますので、臨時職員を対象とした研修というのは今のところ考えておりません。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ただいま議題になっております議案第50号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件に反対をする立場で討論します。

ことし6月には個人年金情報125万件が流出したりで、改めて公的機関

の個人情報管理の脆弱性、また絶対安全などとは言えないということが明らかになりました。マイナンバー制度の前提そのものが崩れていると思います。100%情報漏えいを防ぐという完全なシステムの構築は不可能であり、一度漏れた情報は流通・売買される、取り返しがつかなくなるということは明らかです。

しかも、事業者の9割は小規模な事業者で、企業の方も、多くが経営が厳しい中でシステムを改修したり、人的配置など重い負担がのしかかっています。そういう事業者は、給与支払いのときに従業員とその家族の個人番号を知るといふことにもなります。厳格な管理が求められるのは役場の職員と同様であります。また、そういう個人の事業所等が倒産したりした後の管理はどうするのかというようなことも、課題は山積みでありまして、井手町でも役所として扱う限り、臨時の職員さんであっても守秘義務が課せられるわけですが、十分な研修の体制もしっかりとってもらわないと困ると思います。

アメリカでは、この制度を利用して他人の番号を悪用した成り済まし事件というのが毎年900万件も起こっている、韓国では、昨年1億人以上のクレジットカードや銀行口座に関する情報が盗まれたというふうにも報道されています。

政府は、この制度について、いいことづくめだという宣伝をして、例として、マイナンバーがあれば、午前中説明があったような、申請の際などで書類をそろえる手間が省けるとか合理化できるとか、そういうことを言いますが、多くの住民にとっては年に1度あるかないかというような手続で、個人番号が漏れないようにする労力に見合う利点とはとても言えません。他人による番号の不正利用、個人情報の流出によってもたらされる被害の方がはるかに深刻です。

マイナンバー制度は業者、国、地方自治体に多大な負担を求めながら、国民や中小企業にはほとんど恩恵がない、そういう制度であり、国民の納税や社会保障給付などの情報を国が管理して、税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障の給付抑制に使われかねない制度として、このマイナンバー制度には反対です。制度そのものに反対の立場から、この条例制定にも反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これですべての討論を終ります。

これから、議案第50号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件を採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第55号、平成27年度井手町一般会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第55号を朗読説明)

議長(木村武壽) これですべての提案理由の説明を終ります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊議員。

8番(中坊 陽) 8番、中坊です。

10ページの民生費、児童館運営費、これ、賃金が上がってますけども、何か新規事業でもやられるのか、賃金が発生した理由をお聞きします。

それと、11ページの土木費、道路新設改良費、これ、場所の確認と事業内容についてお聞きします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) いたづみ人権交流センター、木村所長。

いたづみ人権交流センター所長(木村坂次) 中坊議員の児童館運営費の賃金についてのご質問にお答えいたします。

この賃金につきましては、病気休暇中の児童館職員の代替の臨時職員を雇用するためのものであります。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 中坊議員の2点目の町道11-8号線道路改良に関するご質問にお答えします。

場所の確認であります。大字多賀小字北口地内ということで、当初予算で予算参考諸表の付図の4番で明示させてもらった場所でございます。状況と実施内容でございますが、当初予算で委託費を計上させていただきまして、現在、測量及び境界立ち会い、また境界確定、それから補償の調査の実施が終わりまして、税務署の事前相談をやっております。税務署協議というのは、あと事前協議書ということで、書面をもって協議するという段階でございます。今回予算を計上させていただきますのは、その補償・補填及び債務負担行為まで含めて用地費を計上しております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 10ページの選挙人名簿システム改修ということですが、これはどういう改修をするのか。

それと、18歳選挙権が来年の7月から実施されることになりましたが、それについて、何か準備状況が行われているのか。選挙人名簿については、選挙選挙で定時登録以外に選挙時登録をして初めて有権者になるわけですね。そうすると、18歳選挙権で、新たに7月に18歳、19歳の方が登録されるのは、突然ぱっと有権者がふえるわけですね、選挙時登録の際に。そういう一気に登載がふえるということで、そのあたりの準備状況は大丈夫なのかどうかをお尋ねします。18歳、19歳で何人ぐらいいらっしゃるのか、わかればお願いしたい。

それと、先ほども出ていた11-8号線ですけれども、当初予算のときには、延長は100メートルというふう書いてあったと思うんです。それで、補償というのは、現地を見ますと、建物が何棟かありまして、さらに、畑がありまして、駐車場として利用されているような空き地もあるんですけれども、それ全体にわたって補償というのはあるのか、建物だけの補償なのか、

立ち木とか畑も補償の対象になっているのか、駐車場も補償の対象になっているのか、お尋ねしたい。

それと、幅員何メートルぐらいの道路になるのか。用地取得については、債務負担行為が枠取りしてあるということは、ほぼ鑑定も終わっているのか。このぐらいの用地、単価で買えるということではなかったら債務負担行為を設定できないかと思うんですけども、そうすると、この補償と債務負担行為と合わせて8,400万ぐらいになりますね。さらに、工事費は別に必要なわけですね。総額でどのぐらいの事業になるんですかね。工事費の見通しもついてますか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の選挙人名簿システム改修の関係でございますが、こちらにつきましては、選挙権の年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴うシステム改修でございます。それと、人数の把握につきましては、登録の要件、また抹消する要件がございますので、そのシステムが登録されてから把握をさせていただこうということで、今現在はまだ把握しておりません。今後の準備状況につきましては、このシステムが入ってから、井手町でいうたら、次は通常でいうたら参議院選挙でございますので、そちらに向けて定時登録なり選挙時登録の事務を進めるということになるかと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 谷田 操議員の2点目の町道11-8号線道路改良について、ご回答申し上げます。

まず、補償についてでございますが、補償基準に基づきまして、建物2棟、附帯工作物、動産ということで補償を考えているところでございます。幅員の計画につきましては、全幅員7メートルで計画をしております。補償、事業費等のご質問でございますが、今後、用地交渉をしていきますので、細部については、今回の枠の範囲内で交渉を進めるということでございます。あと、工事費、事業費につきましては、今後積算をしていきますので、その後、事業費の確定ということになっていきます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 5 5 号、平成 2 7 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）を採決します。

議案第 5 5 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 0、議案第 5 6 号、平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第 5 6 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 5 6 号、平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第57号、平成27年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一)

(議案第57号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第57号、平成27年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第58号、平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第58号を朗読説明)

議長(木村武壽) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第58号、平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算(第3回)を採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第59号、平成27年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第59号を朗読説明)

議長(木村武壽) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

6ページですけれども、公課費で消費税の額が確定した中間納付分とおっしゃいましたが、じゃ、平成26年度の総額は幾らということになったのか。それと、9月に確定申告とおっしゃいましたが、そういう時期にする

ものなんですか。どういう仕組みになっているんでしょう。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまのご質問でございますけども、まず、26年度の消費税の納付総額でございます。992万9,100円ということになっておりまして、9月の中間申告、確定申告でございますけども、これを行いまして、以後、中間納付ということで、12月、3月、そして翌年度の6月という計3回に分けて納付をするという、そういう状況でございます。27年度につきましては、25年度の最終の中間納付、6月分と、9月の中間申告分、それから12月、3月の中間納付を合わせまして、27年度支払い、今現在で1,504万1,100円の納付額の予定をしているというところでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9月に中間申告ということは、27年が全部終わりました、年度じゃなくて、27年が終わったら27年分ということで、また3月なりに最終の申告をするということですか。申告、2回に分けてやるんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまの申告のお尋ねかと思えます。申告につきましては、9月で1回でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第59号、平成27年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月17日午前10時から会議を開きますので、よろしくお願いたします。

散会 午後 1時48分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 中 坊 陽